

佐原広域交流拠点改修運営等事業
維持管理・運營業務委託契約書（案）

		契約第 号	
事業名	佐原広域交流拠点改修運営等事業		
業務番号	業務の場所	千葉県香取市佐原イ 3981 番地 2 外	
契約期間	契約締結日の翌日から令和 22 年 3 月 31 日		
契約金額 (サービス対価額)	金●円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	金●円	
契約保証金	第 4 条に定めるとおり		

佐原広域交流拠点改修運営等事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者 香取市 と受注者 ● とは、発注者と受注者等の間の令和 6 年 11 月●日付け佐原広域交流拠点改修運営等事業基本契約書（以下「本基本契約」という。）第 7 条第 3 項の定めるところに従い、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって維持管理・運営委託業務契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする（以下本契約書及び別添の約款を総称して「本契約」という。）。

本契約は、本基本契約及び本基本契約に基づき締結される発注者と●との間の建設工事請負契約（以下「建設工事請負契約」という。）、発注者と●との間の設計・工事監理業務委託契約（以下「設計・工事監理業務委託契約」という。）と不可分一体として本事業に係る事業契約を構成するものとする。

本契約における定義は別紙 1 に定めるところによる。

本契約は、建設工事請負契約が「香取市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年香取市条例第 46 号）」により香取市議会の可決を得たとき、本契約としての効力を生ずるものとし、議会の可決を得た日がこの契約の成立年月日となる。

なお、建設工事請負契約が当該議会の可決を得られなかったときは、本契約は成立せず、この場合発注者は当該不成立について損害賠償の責を負わない。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者、受注者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年11月●日

千葉県香取市佐原口 2127
(発注者) 香取市
香取市長 伊 藤 友 則

(受注者) ●共同企業体
代表構成員
●
●
● ●● ●●

構成員
●
●
● ●● ●●

佐原広域交流拠点改修運営等事業
維持管理・運営業務委託契約約款

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、本基本契約に基づき、募集要項等及び本件提案に従い、日本国の法令を遵守して、本契約上の義務を履行しなければならない。なお、本基本契約、本契約、募集要項等、本件提案の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本基本契約、本契約、募集要項等、本件提案の順にその解釈が優先するものとするが、本件提案が募集要項等に示された要求水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、本件提案が募集要項等に優先するものとする。
- 2 受注者は、本施設にて、維持管理・運営業務を遂行し、発注者は、受注者に対し、維持管理・運営業務の遂行の対価としてサービス対価を支払うものとする。
- 3 受注者は、本契約の履行に関して知り得た秘密を、本基本契約の定めるところに従って利用し、秘密保持するものとする。
- 4 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、千葉県個人情報保護条例（平成5年2月18日千葉県条例第1号。以下「千葉県個人情報保護条例」という。）及び香取市個人情報保護法施行条例（令和4年11月16日条例第20号。以下「香取市個人情報保護法施行条例」という。）並びにその他個人情報の保護に関するすべての関係法令等を遵守し、本事業の業務を遂行するに際して知り得た個人情報を漏洩してはならない。
- 5 受注者は、千葉県個人情報保護条例、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）、県の定めるその他個人情報保護に関する基準、香取市個人情報保護法施行条例及び発注者の定めるその他個人情報保護に関する基準に合致する個人情報の安全管理体制を維持しなければならない。
- 6 受注者は、第6条第2項の規定に従い業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合において、その第三者に秘密又は個人情報の取扱いを委託する必要があるときは、その第三者に対し、本条の義務と同等以上の義務を遵守させなければならない。
- 7 本契約に定める請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
- 8 本契約の履行に関して発注者及び受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 本契約に基づく金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 10 本契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、募集要項等及び本件提案に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。
- 11 本契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 12 本契約の解釈及び本契約に定めのない事項については、日本国の法令に準拠して取り扱うものとする。
- 13 本契約に係る訴訟については、千葉地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 14 各構成員は、受注者の出資比率にかかわらず本契約において受注者が負担する義務を、連帯債務として負担し、当該義務の分担に関する内部的な取り決め又は約定があることをもつ

て発注者に対抗することはできない。

- 15 発注者は、本契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行った本契約に基づくすべての行為は、すべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行う本契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 16 構成員のいずれかについて、本契約上の受注者としての債務に関する債務不履行又は義務違反がある場合であっても、他の構成員が、自らに帰責性がないこと若しくは義務違反がないこと、又は他の構成員に本契約若しくは構成員間における取決め又は約定の違反行為があったことをもって、本契約上の受注者としての義務の履行を免れることはできない。
- 17 各構成員の間の本契約に関連した合意が本条各項に定める事項と矛盾していた場合、本条各項に定める事項が優先的な効力を有し、当該合意は発注者に対抗できないものとする。

(維持管理・運営業務の業務日程及び業務範囲)

第2条 維持管理・運営業務の業務日程は、別紙2並びに募集要項等及び本件提案に定めるとおりとする。

- 2 維持管理・運営業務の業務範囲及び細目は、別紙3並びに募集要項等及び本件提案に定めるとおりとする。
- 3 受注者は、受注者自らの責任及び負担により、維持管理・運営業務に係る住民の反対運動、苦情、要望等(ただし、本事業を行政サービスとして実施すること自体に係るものを除く。)及び維持管理・運営業務に起因する有害物質の排出、漏洩、工事に伴う水枯れ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光・臭気等に対応し、その解決を図るものとする。この場合、発注者は、受注者による対応に協力する。
- 4 前三項の定めにかかわらず、発注者は、必要と認める場合は、受注者に対する通知をもって、維持管理・運営業務の全部若しくは一部の業務範囲の変更又は維持管理・運営業務の業務日程の変更に係る協議を求めることができるものとし、受注者は、当該通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。この場合における業務範囲の変更又は業務日程の変更及びそれに伴うサービス対価額の変更等については、当該協議において決定するものとする。
- 5 受注者は、維持管理・運営業務について第25条から第27条の定めに従い発注者よりサービス対価の支払を受けるほか、第13条に定める利用料金を自らの収入とすることができる。

(関係法令の遵守及び許認可)

- 第3条 受注者は、維持管理・運営業務の履行に当たり、河川法(昭和39年法律第167号)、河川法施行規則(昭和40年号外建設省令第7号)、本指定管理条例その他関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって、維持管理・運営業務を実施しなければならない。
- 2 維持管理・運営業務その他本契約を締結及び履行するために必要となる一切の許認可は、受注者が自らの責任及び負担により取得し、維持するものとする。ただし、占用許可及び本指定については、本契約の定めるところに従う。
 - 3 発注者は、前項に基づく受注者による許認可の取得に協力するものとする。
 - 4 第2項の定めにかかわらず、発注者が許認可の取得をする必要がある場合には、発注者が必要な措置を講ずるものとし、受注者は、当該措置について協力するものとする。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が事実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) 本契約による債務の履行を保証する履行保証証券による保証
 - (5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約期間における各会計年度に関し、当該会計年度に発注者が支払うべきサービス対価額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は、第40条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 サービス対価額の変更があった場合には、保証の額が変更後のサービス対価額のうち当該会計年度に発注者が支払うべきサービス対価額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利・義務の譲渡等)

第5条 受注者は、本契約によって生ずる権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等)

第6条 受注者は、維持管理・運營業務の全部を一括して、又は募集要項等において指定のあった部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者に届出を行い、その承諾を得なければならない。ただし、発注者が募集要項等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(事業用地の使用)

第7条 受注者は、事業用地において、本施設を維持管理及び運営する。

- 2 維持管理・運営期間において、維持管理・運営業務において使用する範囲の事業用地の管理は、受注者が善良なる管理者の注意義務をもってこれを行うものとし、受注者は、本契約において許容されている場合を除き、第三者に事業用地を使用又は収益させてはならない。
- 3 受注者は、維持管理・運営期間において、維持管理・運営業務の履行に必要な限度で、事業用地を使用することができる。
- 4 受注者は、前項に基づく事業用地の利用に関して、地代等を支払うことを要しない。
- 5 発注者は、現状にて維持管理・運営業務において使用する範囲の事業用地を受注者に引き渡す義務を負うほか、事業用地に関する一切の瑕疵担保責任又は契約不適合責任を負担しない。ただし、埋蔵文化財、地中埋設物、土壌汚染等の瑕疵で募集要項等から合理的に推測し得ないもの（埋蔵文化財包蔵地に係るものを除く。）に起因して受注者に直接生じた合理的な増加費用は発注者が負担する。
- 6 本契約の終了又は本施設若しくはその出来形の発注者への引き渡しにより事業用地の全部又は一部が不用となった場合において、当該不用となった事業用地に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（受注者の使用する第三者等が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去（当該物件の滅失登記を含む。）するとともに、当該事業用地を原状に修復し、発注者に明け渡さなければならない。

（占有許可）

第8条 発注者は、国(国土交通省)から、維持管理・運営期間の開始日に先立ち、事業用地のうち、国の所有に係る部分について、付帯施設の設置及び本施設の管理運営に関して河川法(昭和39年法律第167号)第24条に基づく占有許可を受けなければならない。維持管理・運営期間において当該占有許可を維持しなければならない。

（指定管理等）

第9条 発注者は、本指定管理条例に基づき香取市議会の議決を経て、募集要項等に従い、受注者を本施設の指定管理者として指定する。

- 2 受注者は、指定管理者としての業務を誠実かつ適正に執行しなければならない。

（維持管理・運営業務の実施）

第10条 受注者は、本指定がその効力を生じた場合には、本施設における指定管理者として、直ちに、自らの責任と費用負担において、募集要項等に従い本施設の維持管理・運営業務を開始し、かつ、維持管理・運営期間中、維持管理・運営業務を遂行する責任を負う。本指定後、受注者が本施設における指定管理者として本事業を実施するために本指定を変更又は再指定する必要がある場合には、発注者は、必要な範囲で速やかに本指定を変更又は再指定する。

- 2 受注者は、本指定がその効力を生じるまでは、本施設の維持管理・運営業務を開始することはできず、発注者に対し、当該業務に係る対価の支払い又は費用の求償を求めることは

きない。

- 3 本施設の各供用開始予定日までに本指定がその効力を生じない見込みとなった場合、発注者と受注者はその対応について協議する。各供用開始予定日までに、本契約の変更を含む対応方策について合意が成立しなかった場合、発注者は、本契約を解除することができる。この場合、発注者又は受注者が本施設の維持管理・運營業務の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、維持管理・運營業務又はその準備に関して発注者及び受注者間に相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
- 4 本契約の他の規定にかかわらず、前項に基づき本契約が解除された場合、受注者は発注者に対して一切の請求をすることができない。

(事前準備)

- 第 11 条 受注者は、維持管理・運営期間の開始前において、本施設のうち既存施設について、現指定管理者及び発注者との間で、募集要項等及び本件提案に従い、必要な事前準備業務を実施し、本施設の維持管理・運營業務を現指定管理者から円滑に引き継ぐものとする。
- 2 前項のほか、受注者は、各供用開始予定日より各本施設の維持管理・運營業務が十分かつ円滑に行えるよう、自らの責任及び費用負担において、各本施設の維持管理・運營業務全般に係る体制を構築し、維持管理・運營業務に必要な許認可等に関する申請及び手続を行うほか、事前準備に必要な業務を適切な時期に開始し計画的に実施する。
 - 3 受注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、現指定管理者及び発注者からの引継ぎの不備に伴い維持管理・運營業務の実施の開始が維持管理・運営期間の開始予定日より遅れた場合、当該遅延により生じた増加費用は、発注者が負担する。

(本施設の修繕・更新業務)

- 第 12 条 本施設の利用等に起因して本施設が損傷等した場合又は経年劣化等により更新が必要となった場合、受注者が自らの責任及び費用負担において、必要な修繕・更新等を行わなければならない。受注者は、本施設の機能・性能を維持するため、年度ごとの長期修繕計画書を作成し、施設の劣化状況や当該年度の修繕実施結果を基に毎年度内容を更新し、市の承認を得た上で、長期修繕計画書に基づき必要な修繕・更新等を行う。
- 2 不可抗力により、本施設の修繕等が必要となった場合の取扱いは、第 33 条の規定に従う。
 - 3 前二項の規定にかかわらず、(i)本施設の 1 件 50 万円未満の修繕・更新等については、各年度合計 150 万円(令和 7 年度については 50 万円(税込))及び維持管理・運営期間中 2,150 万円(税込)を上限額(以下本条においてこれらの上限額を総称して「修繕・更新費上限額」という。)として、受注者の責任及び費用負担において実施するものとし、(ii)本施設の 1 件 50 万円以上の修繕・更新等又は修繕・更新費上限額を超える修繕・更新等については受注者からの提案を受けた上で、発注者と受注者の間で協議を行い、発注者が相当と認めたものについては、発注者の負担で必要な修繕・更新等を行うものとする。

(利用料金及び再投資)

- 第 13 条 本施設の利用料金は、各本施設の供用開始予定日の 90 日前までに、本指定管理条例、及び募集要項等に基づき、発注者と受注者の協議により定める。

- 2 受注者は、本指定管理条例に従い、指定管理者として、本施設の利用者から所定の利用料金を徴収し、自らの収入とする。利用料金の収納に関する業務については、そのすべてを受注者の責任で行い、利用料金の未収納について、発注者はその責任を負担しない。
- 3 発注者は、随時、本施設の利用料金の出納状況について、受注者に対し監査を実施できる。
- 4 付帯事業に係る料金設定は募集要項等に従い受注者が定めるものとし、それらの業務から得られた収入は、受注者の収入とする。
- 5 受注者は、前項に規定する料金の全部又は一部を設定したときは、その内容を速やかに発注者に通知しなければならない。
- 6 本契約の他の規定にかかわらず、本施設の利用者数の増減及びそれに伴う利用料金の増減に関するリスクはすべて受注者の負担とし、発注者は、利用者数の増減による費用の増減及び収入の増減を理由とする本契約の変更は行わない。
- 7 第4項の規定にかかわらず、受注者は、要求水準書に定める飲食施設（眺望レストラン）・地域振興施設・地域交流施設（道の駅）については、各事業年度の利用料金収入から各事業年度の減価償却費を控除した金額の5%を施設使用料として、受注者に支払うものとし、当該施設使用料の合計が6,000万円（以下本条において「施設使用料の上限額」という。）を超えた場合には、当該超過分の30%について、利用料金収入を原資として本事業に再投資を行う収益の還元を実施する。ただし、施設使用料の上限額については、物価変動を考慮し、発注者と受注者の協議により、5年ごとに見直すものとする。
- 8 前項に定める計算方法及び再投資の詳細については、発注者と受注者の間の協議により決定する。

（業務責任者）

第14条 受注者は、維持管理・運営業務の履行に関し、募集要項等に従い、維持管理・運営業務期間中、各本施設に係る維持管理業務の全体を総合的に把握し調整を行う維持管理業務責任者及び運営業務の全体を総合的に把握し調整を行う運営業務責任者を各1名定めなければならない。なお、維持管理業務責任者と運営業務責任者は兼任することができる。

（維持管理・運営業務責任者に対する措置請求）

第15条 発注者は、維持管理・運営業務責任者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から30日以内に発注者に通知しなければならない。

（業務計画書の作成）

第16条 受注者は、各本施設について、募集要項等について本件提案等を反映した維持管理・運営業務に係る業務計画書を作成して各本施設の供用開始予定日の90日前までに発注者に提出し、各本施設の供用開始予定日の30日前までに、その内容について発注者の承諾を得なければならない。ただし、軽微な業務に関して、発注者の事前の承諾を得たと3きは、この限りでない。

- 2 受注者は、事前に発注者の承諾を得た場合を除き、維持管理・運営業務に係る業務計画書を変更してはならない。
- 3 発注者は、維持管理・運営業務に係る業務計画書の内容を変更する場合、事前に受注者に対して通知の上、その対応について協議を行い、受注者の合意を得る。
- 4 前項に基づき業務計画書の内容が変更されたことにより維持管理・運営業務に要する費用が増加した場合又は損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。
 - (1) 発注者の責めに帰すべき事由（①発注者の指示又は請求（受注者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②募集要項等の不備又は発注者による変更（受注者の責めに帰すべき事由に起因する変更を除く。））により、合理的な増加費用又は損害が発生した場合、発注者が当該増加費用又は当該損害を負担する。
 - (2) 受注者の責めに帰すべき事由により、増加費用又は損害が発生した場合、受注者が当該増加費用又は当該損害を負担する。
 - (3) 法令変更又は不可抗力により、増加費用又は損害が発生した場合の取扱いは、第 33 条から第 35 条の規定に従う。

（光熱水費の負担）

第 17 条 受注者が維持管理・運営業務（独立採算業務を除く。）を実施するために必要となる光熱水費は、発注者の負担とし、受注者は、本契約に基づくサービス対価として第 25 条から第 27 条の定めに従い当該光熱費を発注者に対して請求する。

（年度業務計画書の策定）

- 第 18 条 受注者は、維持管理・運営期間の各年度について、当該年度の開始日の 60 日前までに、募集要項等及び本件提案に従って、各年度の維持管理・運営業務の履行に係る年度業務計画書を定めて発注者に提出し、発注者の確認を受けなければならない。
- 2 発注者は、年度業務計画書が本契約、募集要項等又は本件提案に従っていない場合その他発注者が必要と認める場合は、受注者に対し、その変更若しくは修正又は再提出を求めることができる。
 - 3 受注者は、発注者の承諾を得た場合に限り、年度業務計画書を変更することができる。この場合、変更後の年度業務計画書の内容は、発注者の確認を受けなければならない。
 - 4 受注者は、自らの責任及び費用負担において、年度業務計画書の内容を履行するものとする。

（臨機の措置）

- 第 19 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
 - 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対し

て臨機の措置をとることを請求することができる。

- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害が不可抗力に起因する場合については、別紙4に定めるところによる。

(セルフモニタリング計画書)

第20条 受注者は、募集要項等及び本件提案に従って、各事業年度の開始日の30日前までに(初年度については本契約の締結日後速やかに)維持管理・運営業務の自らによる監査(セルフモニタリング)に係るセルフモニタリング計画書を定めて発注者に提出し、発注者の確認を受けなければならない。

(業務報告書等)

第21条 受注者は、セルフモニタリング計画書に従って、毎日、維持管理・運営業務の実施状況を正確に反映した要求水準書に定める業務日誌を作成し、常時、本施設に備え付け、発注者が要求した場合には速やかにその写しを発注者に提出できるようにしなければならない。

- 2 受注者は、セルフモニタリング計画書に従って、毎月、維持管理・運営業務の実施状況を正確に反映した要求水準書に定める月次業務報告書を作成し、翌月の10日以降の最初の開庁日までに、前月分に係る月次業務報告書を発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、セルフモニタリング計画書に従って、毎年度、維持管理・運営業務の実施状況を正確に反映した要求水準書に定める財務書類及び年間業務報告書を作成し、翌年度の4月末日以降の最初の開庁日までに、前年度分に係る財務書類及び年間業務報告書を発注者に提出しなければならない。
- 4 前各項のほか、発注者は、業務の状況について、随時確認、受注者に報告を求めることができることとする。また、発注者が議会や市民等(近隣住民も含む。)に向けて本事業に関する説明を行う場合や交付金等の申請を行う場合等、発注者の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。

(発注者によるモニタリング)

第22条 発注者は、募集要項等に従い、維持管理・運営業務の各業務に係る遂行状況並びに本施設の維持管理・運営の状況のモニタリングを行うものとする。

- 2 受注者は、発注者によるモニタリングに協力しなければならない。
- 3 発注者は、第1項のモニタリングを理由として、維持管理・運営業務の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

(発注者による業務の改善勧告)

第23条 前条によるモニタリングの結果、受注者による維持管理・運営業務の遂行が、本契約、募集要項等若しくは本件提案又は年間業務計画を満たしていない場合(以下「業務不履行」という。)は、発注者は受注者に対して、募集要項等に従い、速やかにかかる業務不履行

行の是正を行うよう第1回目の改善勧告を行うものとする。

- 2 受注者は、発注者から改善勧告を受けた場合、速やかに是正対策と是正期限について発注者と協議を行うとともに、是正対策、是正期限、再発防止策等を記載した改善・復旧計画書を発注者に提出し、発注者の承諾を得るものとする。
- 3 発注者は、受注者からの是正完了の通知の受領又は改善・復旧計画書に記載された是正期限の到来後に、随時のモニタリングを行い、業務是正報告書に沿って業務不履行が解消されたかを確認するものとする。
- 4 前項のモニタリングの結果、改善・復旧計画書に沿った期間・内容での業務不履行の解消が行われていないと発注者が判断した場合、発注者は受注者に対して、募集要項等に従い、速やかにかかる業務不履行の是正を行うよう第2回目の改善勧告を行うものとする。この場合においては第2項及び第3項の規定を準用する。

(発注者による構成員の変更の請求)

第24条 前条第4項の手続(同項において準用される前条第2項及び第3項の手続を含む。)を経て改善・復旧計画書に沿った期間・内容での業務不履行の解消が行われていないと発注者が判断した場合、発注者は受注者に対して、募集要項等に従い、構成員を変更することを請求することができる。

- 2 受注者は、発注者から構成員の変更の請求を受けた場合、速やかに当該構成員を、発注者の承諾を得た別の企業に変更するものとする。
- 3 前項に基づいて構成員を変更した後6ヶ月を経ても、業務是正報告書に沿った内容での業務不履行の解消が行われていないと発注者が判断した場合(構成員を発注者の承諾を得た別の企業に変更しなかった場合を含む。)、発注者は、第40条第2項第1号に従い本契約を解除することができる。

(サービス対価の支払い)

第25条 発注者は、維持管理・運営業務の遂行の対価として、受注者に対して、募集要項等に定めるサービス対価額の算定方法、支払いスケジュール及び支払方法に従い、サービス対価を支払うものとする。当該サービス対価には、維持管理・運営業務の遂行にあたって必要となる一切の費用のうち本施設に係る収入によって回収できない費用が含まれるものとし、本契約に別段の定めがある場合を除くほか、報酬、費用、手当、経費その他名目の如何を問わず、受注者は発注者に対し、サービス対価以外に何らの支払いも請求できないものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、発注者は、サービス対価の支払いに当たり、受注者から発注者への支払いが必要な場合、当該支払必要額をサービス対価から差し引いた上で、これを支払うことができる。
- 3 第1項の定めにかかわらず、地域交流施設と水辺交流センターの飲食施設の運営費、地域交流施設の物販施設の運営費については、発注者が支払うサービス対価の対象となる対象施設には含まない。
- 4 サービス対価は、募集要項等所定の改定方法により改定される。

(サービス対価額の減額又は支払停止)

第 26 条 第 22 条に基づく募集要項等に従った発注者によるモニタリングの結果その他受注者による本契約の履行状況等に基づき、発注者は、募集要項等に従い、受注者に対して支払うべきサービス対価額の減額又は支払停止を行うことができる。

(サービス対価の返還請求)

第 27 条 受注者による本契約の履行状況に関する発注者への虚偽報告（業務報告書等に虚偽記載がある場合を含むがこれに限られない。）が判明し、当該虚偽報告がなければサービス対価額が減額される状態であった場合、受注者は、当該減額されるべきサービス対価に相当する額を、直ちに発注者に返還しなければならない。

2 前項の場合、当該減額されるべきサービス対価を発注者が受注者に支払った日から、発注者に当該金額が発注者に返還される日までの日数につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条に定める率を下回らない率で計算した額の違約金を付するものとする。

(第三者による代理受領)

第 28 条 受注者は、発注者の承諾を得て、サービス対価の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対してサービス対価の支払いをしなければならない。

3 発注者が、受注者の提出する支払請求書に受注者の代理人として明記された者にサービス対価の全部又は一部を支払ったときは、その支払いは受注者に対する弁済としての効力を有するものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 29 条 履行期限の定めのある維持管理・運營業務に関し、受注者の責めに帰すべき事由により当該履行期限内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、当該業務に係るサービス対価額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条に定める率を下回らない率で計算して得た額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第 25 条の規定によるサービス対価の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条に定める率を下回らない率で計算して得た額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

4 前 2 項に規定する遅延利息は、その額が 100 円未満であるときはこれを徴収しないものとし、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償等)

第 30 条 受注者は、故意又は過失により本施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた発注者の損害の一切を発注者に賠償しなければならない。ただし、第 32 条の定め

るところに従い当該損害が保険金で賄われる場合には、この限りでない。

(第三者への賠償)

第 31 条 維持管理・運營業務の遂行において、受注者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受注者はその損害を賠償しなければならない。ただし、第 32 条の定めるところに従い当該損害が保険金で賄われる場合には、この限りでない。

- 2 発注者は、前項の定めるところに従い受注者が賠償すべき損害について第三者に対して賠償した場合、受注者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第 32 条 維持管理・運營業務の遂行に当たり、受注者は、自ら又は構成員をして、維持管理・運営期間の全期間にわたり、募集要項等所定の保険を付保し又は付保させ、かつ、当該保険を維持し又は維持させるものとする。

- 2 受注者は、前項の保険を付保し若しくは付保させた場合又は更新若しくは書替継続がなされた場合には、速やかに当該保険の保険契約及び保険証券の写しを発注者に提出し又は構成員をして提出させ、その確認を得るものとする。

(不可抗力)

第 33 条 不可抗力が発生した場合、受注者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 不可抗力の発生に起因して受注者に損害・損失や増加費用が発生した場合、受注者は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって発注者に報告するものとする。
- 3 発注者は、前項の報告を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で発注者と受注者の協議を行い、不可抗力の判定並びに本契約の変更又は別紙 4 に従った費用分担その他必要な対応措置を決定するものとする。

(不可抗力による一部の業務遂行の免除)

第 34 条 不可抗力の発生に起因して維持管理・運營業務の一部の遂行ができなくなったと認められた場合、受注者は不可抗力により影響を受ける限度において本契約に定める義務を免れるものとする。

- 2 受注者が不可抗力により維持管理・運營業務の一部を遂行できなかった場合、発注者は、受注者との協議の上、受注者が当該業務を遂行できなかったことにより免れた費用分をサービス対価額から減額することができるものとする。

(法令変更によって発生した費用等の負担)

第 35 条 契約期間中に法令変更が行われた場合、受注者は、次に掲げる事項について発注者に報告するものとする。

- (1) 受注者が受けることとなる影響

- (2) 法令変更に関する事項の詳細（法令変更に伴い本施設の改造等が必要な場合には、その費用の見積もりを含む。）
- 2 発注者は、前項の報告を受け取った場合、報告された事態に対する対応措置について受注者との協議を行い、本施設の改造等、本契約の変更、別紙5に従った費用分担その他必要な対応措置を決定するものとする。

（本契約の終了）

第36条 本契約は、次の各号に定める日のいずれかが最初に到来した時点をもって終了する。ただし、各当事者は、本契約の終了により、終了時においてすでに本契約に基づき発生した責任又は終了前の作為・不作為に基づき終了後に発生した本契約に基づく責任を免除されるものではなく、また、本契約の終了は、本契約終了後も継続することが本契約において意図されている一方当事者の権利、責任又は義務には一切影響を及ぼさないものとする。

- (1) 契約期間の満了日
- (2) 発注者又は受注者による本契約に基づく解除権行使の効力発生日
- (3) 発注者及び受注者の間で成立した合意解約の効力発生日

（契約終了時の維持管理・運營業務の引継ぎ等）

第37条 受注者は、維持管理・運営期間が終了するときその他本契約が終了する3年前までに、要求水準書に定める事業報告書（維持管理・運営期間内に実施した修繕・更新に関する書類を含む。）を作成し、発注者に提出するものとする。

- 2 受注者は、維持管理・運営期間が終了したときその他本契約が終了した場合は、募集要項等及び本件提案に従い、発注者の指定する者に、自らの責任及び費用負担により維持管理・運營業務の引継ぎ等を適切に行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 引継ぎ等の必要がない事由を受注者が提出し、これを発注者が認めたとき
 - (2) 発注者が引継ぎ等の必要がないと認めたとき
- 3 前項の引継ぎ等の内容、期間等の詳細は、募集要項等及び本件提案に従い、発注者と受注者が協議により定める。当該協議は維持管理・運営期間の終了予定日の3年前を目処として実施する。

（契約不適合）

第38条 発注者は、募集要項等及び本件提案の定めるところにより、維持管理・運營業務に係る成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求するこ

とができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。4 発注者は、引き渡された成果物に関し、引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下本条において「請求等」という。）をすることができない。
- 5 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 6 発注者が第3項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下本条において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 7 発注者は、請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 8 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 9 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 10 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 11 引き渡された成果物の契約不適合が発注者の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（検査等）

第39条 受注者は、本契約の終了までに、募集要項等及び本件提案に定めるところに従い、募集要項等及び本件提案が定める条件を満たした状態で、発注者に本施設を明け渡さなければならない。

- 2 受注者は、本契約の終了に当たり、本施設の発注者への明渡しの準備が整ったときは、その旨を発注者に通知しなければならない。発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員は、かかる通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に本施設の性能等が募集要項等及び本件提案を満たしているかその他必要な検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。かかる検査の結果、不合格のものについては、発注者は、受注

者に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

- 3 前各項の規定にかかわらず、発注者が認めた場合には、受注者は本施設の原状回復は行わずに、別途発注者が定める状態で発注者に対して本施設を明け渡すことができるものとする。
- 4 付帯施設については、受注者は、本契約の終了までに、募集要項等及び本件提案に定めるところに従い、当該施設を解体及び撤去した上で、事業用地を明け渡すものとする。ただし、受注者が付帯施設の解体及び撤去を希望しない場合、維持管理・運営期間の終了予定日の3年前までに発注者に申し出た上で、発注者が受注者と協議の上で解体及び撤去しないことを認めた場合には、受注者は付帯施設の解体及び撤去は行わずに、別途発注者が定める状態で発注者に対して付帯施設を明け渡すことができるものとする。

(発注者の解除権)

第40条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に書面で通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 正当な理由なく、受注者が業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しない場合。
- (2) 受注者が正当な理由なく維持管理・運營業務責任者を設置しない場合。
- (3) 前二号に掲げる場合の他、受注者が本基本契約又は本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められる場合。
- (4) 第43条によらないで受注者から本契約の解除の申出があった場合。
- (5) 本基本契約又は建設工事請負契約が発注者より解除された場合。
- (6) 第33条第3項又は第35条第2項に基づき、受注者と協議の上発注者が本契約を解除することを決定した場合。
- (7) 受注者又はその構成員が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(その役員又はその支店の代表者若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請又は再委託契約、資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認め

られるとき。

- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請又は再委託契約、資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- (1) 第 24 条第 3 項に基づき本契約を解除することができる場合。
 - (2) 受注者について民事再生手続開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又はその他受注者の財務状況が著しく悪化し、本契約上の義務の履行が困難になったと認められる場合。
 - (3) 構成員について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又はその他構成員の財務状況が著しく悪化し、本契約上の義務の履行が困難になったと認められる場合。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 3 号に該当する場合とみなす。
- (1) 構成員について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 構成員について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者又は構成員について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項及び第 2 項（前項により該当する場合とみなされる場合を含む。）の規定により本契約が解除された場合において、受注者は、解除日が属する会計年度において発注者が支払うべきサービス対価額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同一の事項を理由として既に本基本契約において違約金を支払っている場合、発注者は、その範囲で本契約に基づく違約金を減免する。
- 5 第 1 項第 1 号から第 6 号及び第 2 項（第 3 項により該当する場合とみなされる場合を含む。）までの規定により、本契約が解除された場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。
- 6 本条に基づき発注者が本契約の一部を解除した場合（本施設の全部に係る維持管理・運営業務の一部について解除する場合のみならず、本施設の一部に係る維持管理・運営業務の全部又は一部について解除する場合を含む。）、受注者は、かかる一部解除の対象について本契約上の権利を失い、義務を免れるが、それ以外については、本契約に法的に拘束され、従前どおり、本契約上の権利を行使し、義務を履行しなければならない。

（談合等の不正行為に係る発注者の解除権）

- 第 41 条 発注者は、受注者又は構成員が本契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、第 40 条及び第 42 条の規定にかかわらず、本契約を解除することができる。
- (1) 本契約に関して公正取引委員会が、受注者又は構成員のいずれかに違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以

下「独占禁止法」という。第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

- (2) 本契約に関して、受注者又は構成員のいずれか（その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項の規定により本契約が解除された場合は違約金として、サービス対価額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、同一の事項を理由として既に本基本契約において違約金を支払っている場合、発注者は、その範囲で本契約に基づく違約金を減免する。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第41条の2 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が本契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、サービス対価額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が本契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他発注者が認める場合は、この限りでない。また、同一の事項を理由として既に本基本契約において違約金を支払っている場合、発注者は、その範囲で本項に基づく賠償金を減免する。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 3 前二項の場合において、受注者の代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（その他の発注者の解除権）

第42条 発注者は、維持管理・運営業務が完了するまでの間は、第40条第1項及び第2項（同条第3項により該当する場合とみなされる場合を含む。）及び前条の規定によるほか、必要があるときは、本契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定に基づき本契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第43条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められる場合は、発注者に書面で通知することにより、本契約の全部を解除することができるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(契約の変更)

第 44 条 維持管理・運營業務に関し、維持管理・運營業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、発注者と受注者の協議の上、本契約の規定を書面で合意することにより変更することができるものとする。

(誠実協議)

第 45 条 本契約の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本契約に特別の定めのない事項については、発注者及び受注者は、誠実協議の上、これを定めるものとする。

(知的財産権)

第 46 条 受注者は、受注者が維持管理・運營業務を遂行するために必要な特許権等の知的財産権の対象となっている技術等の実施権又は使用権（発注者から許諾されるものを除く。）を、自らの責任で取得するものとする。ただし、発注者が当該実施権等の使用を指定し、かつ受注者が当該技術に係る知的財産権の存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用（損害賠償に要するものを含む。）を負担しなければならない。

2 受注者は、サービス対価が、前項の知的財産権の実施権又は使用権の取得の対価並びに第 4 項の規定に基づく成果物の使用に対する対価を含むものであることを確認するものとする。発注者は、発注者が受注者に実施又は使用させる知的財産権に関しては、その実施又は使用許諾の対価を受注者に請求しない。

3 発注者が、本契約に基づき受注者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作権の権利（以下「著作権」という。）その他の知的財産権は、発注者に留保されるものとする。

4 受注者は、本契約に基づき受注者が発注者に対して提供した情報、書類、図面等に関し、第三者の有する著作権その他の知的財産権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。発注者は、本契約に基づき受注者が発注者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権その他の知的財産権に関し、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。受注者は、当該著作権その他の知的財産権を第三者に譲渡し、若しくは継承してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の利用等)

第 47 条 受注者による維持管理・運營業務による成果物が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、著作権は、著作権法の定めるところに従い、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。ただし、募集要項等に別段の定めがあるものについては、募集要項等が定めるとおり著作権の譲渡その他必要な権利処理を受注者の責任で行う。

2 受注者は発注者に対し、次の各規定に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において、受注者は次の各規定に掲げる成果物の利用を発注者以外の第三者に許諾してはならない。

(1) 本施設の増築、改築、修繕、模様替え、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲

で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委任した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

(2) その他発注者が必要と認める範囲で成果物を自ら利用し、又は発注者の委任した第三者をして利用させること。

3 受注者は、発注者に対し、成果物の内容を自由に公表することを許諾する。

4 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 成果物又は本施設の内容を公表すること。

(2) 本施設に受注者の実名又は変名を表示すること。

5 受注者は、第1項ただし書、第2項及び第3項の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。

6 受注者は、成果物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受注者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

7 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

8 前項の場合において、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第48条 本契約において書面により行わなければならないこととされている請求、報告、通知、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第49条 本契約に関しては、香取市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）を順守するものとする。

2 本契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議し定める。

以 上

別紙1 用語の定義

本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「維持管理・運営期間」とは、別紙2記載の本施設に係る維持管理・運営業務を行う期間である令和7年4月1日から令和22年3月31日まで（本契約に基づき維持管理・運営期間が変更された場合は当該変更後の期間）をいう。
- (2) 「維持管理・運営業務」とは、募集要項等及び本件提案に示された本施設の維持管理・運営に係る各業務（付帯事業を含む。）をいう。
- (3) 「維持管理・運営JV」とは、募集要項等及び本件提案において維持管理・運営業務を行う企業として示され、維持管理・運営業務のために構成員によって組成された、受注者たる特定維持管理・運営共同企業体をいう。
- (4) 「改善・復旧計画書」とは、第23条第2項（同条第4項において準用される場合を含む。）に従い作成される改善・復旧計画書をいう。
- (5) 「開庁日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日以外の日をいう。
- (6) 「既存施設」とは、本契約締結時点においては、本施設のうち、要求水準書に示された大階段、地域交流施設前法面、歩行者・自転車道等、MIZBEステーション、交流広場、水辺交流センター、地域交流施設、エントランス広場、修理ヤード、河川環境施設を総称していう。本契約締結日以降に設計・工事監理業務の対象とすると市が判断した場合は、当該部分は既存施設の定義から外れ、新設施設の定義に含まれることとする。
- (7) 「供用開始予定日」とは、各本施設の供用開始予定日として募集要項等で特定された日（本件提案によりこれよりも早い日が提案された場合には当該日）を個別に又は総称していう。
- (8) 「業務計画書」とは、受注者が募集要項等について本件提案等を反映した上で作成する維持管理・運営業務についての業務計画書をいう。
- (9) 「業務報告書等」とは、第21条第1項に基づく業務日報、同条第2項に基づく月次業務報告書、同条第3項に基づく四半期総括書及び同条第4項に基づく年次総括書の総称をいう。
- (10) 「建設工事請負契約」とは、発注者と建設JVの間の令和6年12月●日付け佐原広域交流拠点改修運営等事業建設工事請負契約書をいう。
- (11) 「建設JV」とは、新設施設の建設のために●によって組成される特定建設工事共同企業体をいう。
- (12) 「現指定管理者」とは、本施設のうち●について発注者から現時点において指定管理を受け指定管理業務を実施している●（当該受注者が変更された場合は当該変更後の受注者）をいう。
- (13) 「構成員」とは、●をいう。
- (14) 「サービス対価」とは、第25条に基づき、維持管理・運営業務の遂行の対価として発注者から受注者に支払われるサービス対価をいう。
- (15) 「新設施設」とは、本契約締結時点においては、本施設のうち、本事業において設置又は改修が予定されている飲食施設（眺望レストラン）、飲食施設（カフェ）、授乳室・お

むつ替えスペース、エントランス広場の大屋根、出荷者協議会搬入出用駐車場、複合遊具、及び増設駐車場等を総称していう。本契約締結日以降に設計・工事監理業務の対象とすると市が判断し、既存施設の定義から外れた部分が発生した場合は、当該部分も含むこととする。

- (16) 「事業用地」とは、本事業の用に供される●の敷地（●㎡）をいい、詳細は要求水準書において特定される。
- (17) 「事前準備業務」とは、維持管理・運営業務のうち、本施設の維持管理・運営業務を現受託業者から円滑に引き継ぐために必要な業務をいう。
- (18) 「設計・工事監理業務」とは、設計・工事監理・改修業務のうち新設施設の設計・工事監理業務に関する業務をいう。
- (19) 「設計・工事監理・改修業務」とは、募集要項等及び本件提案に示された既存施設及び新設施設に係る設計・工事監理・改修業務をいう。
- (20) 「設計・工事監理業務委託契約」とは、発注者と設計・工事監理 JV の間で締結される設計・工事監理業務に関する令和 6 年 11 月●日付け佐原広域交流拠点改修運営等事業設計・工事監理業務委託契約をいう。
- (21) 「設計・工事監理 JV」とは、本件提案において設計・工事監理業務のために●によって組成される特定設計・工事監理共同企業体をいう。
- (22) 「セルフモニタリング計画書」とは、第 20 条に従い作成される受注者による監査に係るセルフモニタリング計画書をいう。
- (23) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、疫病その他の自然的又は人為的な事象（募集要項等及び本件提案で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）であつて、発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないものをいう。なお、本施設利用者の通常使用の範囲による損傷等、本施設利用者の故意、重過失若しくは過失による損傷等、本施設利用者以外の第三者による損傷等、又は帰責者不明の人為的な損傷等については、不可抗力には含まれない。
- (24) 「付帯施設」とは、本件提案において、受注者が自ら整備した上で所有し、付帯事業の用に供する施設として提案した施設をいう。
- (25) 「付帯事業」とは、本件提案に基づき募集要項等に従って受注者が実施する事業をいう。
- (26) 「本基本契約」とは、発注者と優先交渉権者及び受注者の間の令和 6 年 11 月●日付け佐原広域交流拠点改修運営等事業基本契約書をいう。
- (27) 「本件提案」とは、優先交渉権者が令和 6 年 8 月●日付けで提出した本事業に係る提案書類一式及び当該提案書類の説明又は補足として優先交渉権者が本契約締結日までに市に提出したその他一切の文書をいう。
- (28) 「本施設」とは、本事業の対象として募集要項等及び本件提案に示された既存施設及び新設施設を総称していう。
- (29) 「本指定」とは、受注者を、本施設の指定管理者として指定することをいう。
- (30) 「本指定管理条例」とは、香取市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 18 年条例第 58 号）をいう。

- (31) 「募集要項等」とは、令和6年4月10日付け佐原広域交流拠点改修運営等事業募集要項及びその添付資料（要求水準書、優先交渉権者選定基準及び様式集を含む。）など公募時に示した資料（その後優先交渉権者選定までに公表されたそれらの修正及び質問への回答を含む。）をいう。
- (32) 「年度業務計画書」とは、第18条第1項に従い作成される各年度の維持管理・運營業務の履行に係る年度業務計画書をいう。
- (33) 「優先交渉権者」とは、本事業に関して発注者が実施した公募型プロポーザルにおいて優先交渉権者として決定された●を代表企業とするグループの各構成企業及び各協力企業を総称していう。
- (34) 「要求水準書」とは、本事業に関し令和6年4月10日に募集要項とともに公表された要求水準書及びその別紙（その後の変更を含む。）をいう。

別紙2 業務日程

【維持管理・運営期間】

大階段	令和7年4月1日～令和22年3月末
地域交流施設前法面	令和7年4月1日～令和22年3月末
歩行者・自転車道等	令和7年4月1日～令和22年3月末
MIZBE ステーション	令和7年4月1日～令和22年3月末
交流広場	令和7年4月1日～令和22年3月末
水辺交流センター	令和7年4月1日～令和22年3月末
地域交流施設	令和7年4月1日～令和22年3月末
エントランス広場	令和7年4月1日～令和22年3月末
修理ヤード	令和7年4月1日～令和22年3月末
河川環境施設	令和7年4月1日～令和22年3月末

別紙3 業務範囲

維持管理・運営業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 統括管理業務

- ア 統括マネジメント業務
- イ 財務報告書の提出
- ウ 関係者協議会等の運営
- エ 事業評価業務

(2) 維持管理業務

- ア 建築物維持管理業務
- イ 建築設備維持管理業務
- ウ 清掃業務
- エ 土木施設維持管理業務
- オ 修繕・更新業務
- カ 事業終了時の引き継ぎ業務

(3) 運営業務

- ア 水辺交流センター（川の駅）運営業務
- イ 地域交流施設（道の駅）運営業務
- ウ 外構施設運営業務
- エ 安全管理業務
- オ 広報業務
- カ 総務業務
- キ 付帯施設運営業務、付帯事業
- ク 事業終了時の引き継ぎ業務

別紙4 不可抗力の場合の費用負担

維持管理・運営期間中に不可抗力が生じ、本施設の全部又は一部に損害、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する会計年度において支払われるべきサービス対価額（第25条の規定による改定を考慮し、かつ第26条の規定による減額を考慮しない金額とする。）の1%に至るまでは受注者が負担するものとし、これを超える額については、発注者が負担する。ただし、第32条に記載される保険に基づき発注者以外の被保険者が不可抗力により保険金を受領した場合で、当該保険金の額が上記の受注者の負担額を超えるときは、当該超過額は、発注者の負担額から控除するものとする。

別紙5 法令変更による費用の負担割合

	発注者負担割合	受注者負担割合
① 本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令の制定・改正の場合	100%	0%
② 消費税に関する変更に係る法令の制定・改正の場合	100%	0%
③ ①及び②以外の法令の制定・改正の場合	0%	100%

なお、①の本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令とは、特に維持管理・運營業務その他本事業に関する事項を類型的又は特別に規制することを目的とした法令を意味するものとし、これに該当しない法人税その他の税制変更及び受注者又は本事業に対して一般に適用される法律の変更は含まれないものとする。